

吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成28年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成28年11月21日

吉野川市監査委員 阿部 徳 男

吉野川市監査委員 岸 田 益 雄

平成28年度 定期監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

平成27年度吉野川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第2 監査の期間

平成28年7月4日から平成28年10月20日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行については、収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理等が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着眼して監査を実施した。また、経営に係る事業の管理については、各事業が経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて管理されているかどうかに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに、例月出納検査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

各課等に対する指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

(1) 税務課

滞納繰越分の収納率を向上させるなど大きな成果を上げているものの、未収金の削減及び収納率の向上に引き続き努める必要がある。

(2) 国保年金課

未収金の削減及び収納率向上に、引き続き努める必要がある。

(3) 都市計画住宅課

未収金の削減に、引き続き努める必要がある。

(4) 水道部

下水道の接続率の向上に、さらに努力する必要がある。

(5) 社会福祉課

未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。

(6) 介護保険課

未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。

(7) 人権課

未収金の回収に向けて、なお一層の努力をする必要がある。

第5 結果に基づく意見

1 随意契約の締結について

随意契約を締結する場合には、吉野川市財務規則第114条を始めとする関連規定に基づき事務を進めることになる。その事務手順は、工事請負費のみならず、消耗品費、印刷製本費、修繕料、手数料及び備品購入費などの場合においても当然に同様であるが、それらの予算の執行において、随意契約の出発点である予定価格の決定に関する決裁文書が保管されていない事例が見受けられた。

随意契約の締結にあたっては、予定価格の決定、見積書の徴収、契約書の作成及び検査調書の作成などについて適正な手順で事務を進められるように、関連規定を確認されたい。また、特定の者を選定した事由及び契約金額の妥当性について、い

つでも市民に説明できるように関係書類を整理保管されたい。

2 消耗品及び備品の購入について

市は、地方自治法第2条第14項の規定に基づき、最少の経費で最大の効果を挙げようとしなければならない。このことを実現するために、消耗品及び備品（以下「物品」という。）の購入においては、計画的で経済的な予算の執行に努めることが重要である。

物品の購入時期に着眼したとき、ばらばらに類似した物品を購入したり、年度末にまとめて大量の物品を購入している事例が見受けられた。また、耐用年数や安全管理に特に留意する必要がある消火器や自動車などの物品について、その買い替えに係る計画が明確にされていないものが見受けられた。

市の行政が最少の経費で最大の効果を挙げられるように、日ごろから必要な物品の在庫や耐用年数を管理するとともに、市民に、恣意的な購入であるとの誤解や年度末の予算の使い切りを意識した購入であるとの誤解を招かないように、物品の計画的な購入に努められたい。また、類似した物品の購入について、全庁的に取りまとめて入札に供することで単価を抑えるなど、経済的な予算の執行について検討されたい。

3 郵便切手類の購入について

幼稚園、小学校及び中学校（以下「幼稚園等」という。）が保有する郵便切手類（以下「切手類」という。）の平成27年度末における残額は、合計で339千円であった。これは、前年度末に比べて17千円（4.8%）減少しているものの、幼稚園等が多くの切手類を保有しているという状況に大きな改善は見られない。

平成27年度における切手類の使用額及び購入額に着眼すると、31ある幼稚園等のうち14の幼稚園等において、使用額よりも購入額の方が多い状況であったことがわかる。また、幼稚園等の区分ごとに、平成27年度末における切手類の残額の差に着眼すると、幼稚園では最大で4千円、小学校では最大で62千円、中学校では最大で32千円の開きがあることがわかる。

切手類は換金性を有することから、その取り扱いについては現金に準じた手順が求められる。また、地方自治法第208条の規定に基づく会計年度独立の原則の観点から、多額の切手類を次年度に繰り越すことが常態化していることは好ましい状況であるとは言えない。

切手類の購入にあたっては、年度末における保有が必要最小限にとどめられるように、残額、使用予定額及び購入額について十分に検討されたい。また、吉野川市財務規則第62条の規定に基づき、資金前渡の方法により購入することを徹底されたい。

4 新しい地方公会計の整備について

現在の現金主義・単式簿記による会計処理では、市のコストや資産を把握することが難しい。このため、これを補完するものとして、発生主義・複式簿記による新しい地方公会計を平成29年度末までに整備することが総務省から求められている。

新しい地方公会計は、毎年度の予算編成や財政運営上の中長期的な目標設定に活用されることが期待されるとともに、行政評価との連携により、行政施策の見直しツールとしてもその効果が期待されている。

新しい地方公会計の前提となる固定資産台帳や貸借対照表などの財務書類を、全庁を挙げて正確に作成し、新しい地方公会計の速やかな整備に努められたい。また、市民への公的説明責任の観点から、全ての職員が新しい地方公会計への理解を深め、市民に説明できるように準備されたい。